

家事調停手続におけるウェブ会議の実施件数（各月版）

	婚姻関係事件	子の監護事件	遺産分割事件	その他	合計
令和3年12月	19	5	4	1	29
令和4年1月	40	12	5	3	60
2月	67	16	6	4	93
3月	93	24	19	6	142
4月	88	31	15	6	140
5月	82	26	15	4	127
6月	136	34	21	9	200
7月	124	41	24	12	201
8月	99	34	28	11	172
9月	159	57	36	12	264
10月	177	52	48	20	297
11月	274	74	60	21	429
12月	259	96	77	24	456
令和5年1月	306	90	100	23	519
合計	1923	592	458	156	3129

(令和5年2月15日時点での報告された件数（速報値）)

【補足説明】

- 令和4年10月から、新たに19の家庭裁判所本庁での運用が順次開始されている。
- 各事件類型の具体的範囲は、次のとおり。
 - ・「婚姻関係事件」とは、夫婦同居及び協力扶助(令和4年2月分までは「その他」として集計)、婚姻費用分担(生活費又は婚姻中の養育費を含む。)、夫婦関係調整、離婚などのほか、婚姻中の夫婦間の紛争一切である。
 - ・「子の監護事件」とは、家事事件手続法別表第二の3項に掲げる事項のうち、子の養育費請求、面会交流、子の引渡し、監護者の指定事件及び同法別表第二の10項に掲げる事項のうち、未成年者の扶養料の請求(令和4年2月分までは「その他」として集計)事件である。
 - ・「遺産分割事件」とは、家事事件手続法別表第二の12項に掲げる遺産の分割に関する事件である。
 - ・「その他」は上記の各事件以外の事件を対象とする。
- 同一当事者(いずれか1名が同一の場合を含む。)間の複数の事件が同一の期日で実施された場合は、最初に申し立てられた事件に係る事件類型をカウントしている。
- 同一当事者につき、期日を異にする複数回のウェブ会議が実施された場合は、それぞれの期日をカウントしている(延べ数)。